

令和5年度

串間市健全化判断比率報告書

串間市資金不足比率報告書

串 間 市



## 令和5年度串間市健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりです。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.09)	— (19.09)	7.4 (25.0)	38.6 (350.0)

### 備考

- 1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示しています。
- 2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示しています。
- 3 各比率の括弧内数値は、串間市の早期健全化基準を示しています。

## 令和5年度串間市資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、令和5年度決算に基づく資金不足比率は、次のとおりです。

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
串間市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
串間市病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
串間市農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
串間市公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
串間市漁業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

### 備考

- 1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示しています。
- 2 経営健全化基準は、いずれの会計においても「20%」です。

串 監 第 7 8 8 号  
令和 6 年 8 月 1 6 日

串間市長 島 田 俊 光 様

串間市監査委員 田 中 良 嗣  
串間市監査委員 菊 永 宏 親

令和 5 年度串間市健全化判断比率等及び令和 5 年度  
串間市資金不足比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度串間市健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類、令和 5 年度串間市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を送付します。

## 令和5年度 財政健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	令和5年度 14.09 令和4年度 14.11	実質赤字額が生じていないので、実質赤字比率は—と表示
② 連結実質赤字比率	—	—	令和5年度 19.09 令和4年度 19.11	連結実質赤字額が生じていないので、連結実質赤字比率は—と表示
③ 実質公債費比率	7.4	7.0	令和5年度 令和4年度 25.0	
④ 将来負担比率	38.6	44.1	令和5年度 令和4年度 350.0	

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は実質赤字額が生じておらず、早期健全化基準の14.09%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

なお、令和4年度も実質赤字額が生じていない状況にあったところである。

##### ② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は連結実質赤字額が生じておらず、早期健全化基準の19.09%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

なお、令和4年度も連結実質赤字額が生じていない状況にあったところである。

##### ③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は7.4%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

なお、令和4年度に比べ比率が0.4ポイント増加しており、改善が望まれるところである。

##### ④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は38.6%であり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

なお、令和4年度に比べ比率が5.5ポイント減少している。

健全化判断比率の4指標は以上のとおりであるが、一般会計、特別会計及び公営企業会計ともに財政健全化へのさらなる努力を望むものである。

## 令和5年度 経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

(単位：%)

会 計 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備 考
串間市水道事業会計	—	—	20.0	資金不足額が生じていない場合、資金不足比率は—と表示
串間市病院事業会計	—	17.3		
串間市農業集落排水事業特別会計	—	—		
串間市公共下水道事業特別会計	—	—		
串間市漁業集落排水事業特別会計	—	—		

#### (2) 個別意見

令和5年度における地方公営企業法適用企業の串間市水道事業会計及び串間市病院事業会計並びに地方公営企業法非適用企業の串間市農業集落排水事業特別会計、串間市公共下水道事業特別会計、串間市漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率は資金不足額が生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

なお、串間市病院事業会計においては、令和5年度に一般会計から300,000千円の長期借入を行ったことにより資金不足比率が解消しているが、依然として厳しい経営状況に変わりはない。引き続き、持続可能な経営体制を確保し、地域医療を支える公立病院として職員一丸となって経営改革に取り組まれない。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
452076	宮崎県	串間市	—	—	7.4	38.6

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額		早期健全化基準	14.09	19.09	25.0	350.0
	31,468	30.00					
6,870,261			財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

宮崎県串間市

団体名

会計名	実質収支額	(分母比)
一般会計	446,826	6.5
市木診療所特別会計	2,354	0.0
一般会計等に属する特別会計		
小計	449,180	6.5
標準財政規模	6,870,261	100.0
実質赤字比率 (%)	-6.53	※

会計名	資金不足・剰余額	(分母比)
水道事業会計	618,692	9.0
病院事業会計	94,733	1.4
宅地造成事業以外		
宅地造成事業		
農業集落排水事業特別会計	1,559	0.0
公共下水道事業特別会計	13,256	0.2
漁業集落排水事業特別会計	335	0.0
宅地造成事業以外		
宅地造成事業		
合計	1,386,335	20.2
標準財政規模(再掲)	6,870,261	100.0
連結実質赤字比率 (%)	-20.17	※

会計名	実質収支額	(分母比)
国民健康保険特別会計(事業勘定)	48,513	0.7
後期高齢者医療特別会計	7,443	0.1
介護保険特別会計(事業勘定)	152,624	2.2
一般会計等以外の特別会計のうち		
公営企業に係る特別会計		
企業に属する特別会計		
特別会計以外のうち		
一般会計		

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和5年度決算)

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①A表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金(年度割相当額)(3①A表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰上償還金(3②A表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てられた補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(ただし④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(ただし④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
令和3年度	892,516			332,009				14,561	60,241	606,332	104,571
令和4年度	908,518			375,999				23,845	53,569	642,851	99,233
令和5年度	999,815			314,591				20,970	53,800	683,043	98,494

	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)	実質公債費比率(単年度)
令和3年度	2,377,219	4,384,085	242,949		7.04015
令和4年度	2,471,815	4,291,396	66,561		7.70649
令和5年度	2,516,859	4,321,934	31,468		7.59080
				実質公債費比率(3カ年平均)	7.4

(参考)

	①	②	③	④	⑤	⑥の内訳
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職住住宅等の無償提供を受け、ために支払う賃借料(省令第7条第4号)	損失補償又は保証に係る債務の支出(省令第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)
令和3年度						
令和4年度						
令和5年度						



